

SSKS

# あけぼの つうしん

2022年

1995年

12月8日

8月10日

発行

SSKS

増刊通巻

第8629号

第3種郵便認可(毎週1回

水曜日

発行)



秋のお弁当給食「いただきます」 府中共同作業所

社会福祉法人あけぼの福祉会 <http://akebono-fukushi.com>

- 府中共同作業所(法人本部) 〒183-0056 東京都府中市寿町3-3-6  
☎042-367-0640 E-mail: [kyoudous@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:kyoudous@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- ワークセンターこむたん 〒183-0056 東京都府中市寿町3-3-6  
☎042-306-8639 E-mail: [komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:komutan@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- 府中生活実習所 〒183-0005 東京都府中市若松町5-2  
(短期入所事業併設) ☎042-363-5251 E-mail: [f-seijitu@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:f-seijitu@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- 地域生活支援センターあけぼの 〒183-0056 東京都府中市寿町3-9-11 山上ビル1F  
☎042-358-1085 E-mail: [siencenter@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:siencenter@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- ホームヘルプステーションきぼう 〒183-0056 東京都府中市寿町3-9-11 山上ビル1F  
☎042-352-0630 E-mail: [kibou@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:kibou@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- グループホームペンギんはうす 〒183-0056 東京都府中市寿町3-9-11 山上ビル3,4F  
(グループホームあけぼのユニット) ☎042-319-8915 E-mail: [pengin@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:pengin@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- グループホーム樹林の家 〒183-0026 東京都府中市南町6-52-10  
(グループホームあけぼのユニット) ☎042-319-2268 E-mail: [kirin@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:kirin@akebono.fuchu.tokyo.jp)
- あけぼのショートステイ 〒183-0056 東京都府中市寿町3-9-11 山上ビル2F  
☎042-319-8917 E-mail: [akebonoshort@akebono.fuchu.tokyo.jp](mailto:akebonoshort@akebono.fuchu.tokyo.jp)

発行所 東京都世田谷区祖師谷3-1-17  
障害者団体定期刊行物協会 定価50円

## 今月の特集

きょうされん第46次



国会請願署名・募金運動が始まりました！

～あたりまえにはたらきえらべるくらしを～

あけぼの福祉会では、各事業所が加盟している「きょうされん」の第46次国会請願署名・募金運動に今年も取り組みます。

例年、障害当事者や職員・家族が駅前に立ち、署名・募金の呼びかけを行う「がんばるデイ」を通して、地域の皆様に直接会ってわたしたちの願いを伝えてきましたが、新型コロナウイルス感染症が初めて日本で確認された2020年からは、皆様に直接お会いすることが難しくなりました。

第8波の感染拡大も心配される中での取り組みとなりますが、感染予防対策を行い一人でも多くの方にわたしたちの願いを伝えられる様がんばろうと考えています。

優生保護法の被害者に対して、  
国は謝罪と補償を

優生保護法による強制不妊手術や中絶手術の被害者は、約84,000人いると言われています。裁判に訴えることが出来た人はとても少なく、自分が優生手術の被害者だと知らない人も、まだまださ

んいます。被害者に320万円を支払うだけの一時金支給法がありますが、この法律だけでは不十分です。被害者全員に対する謝罪と補償が必要です。そのために、被害者や支援者の声を聴きながら、優生保護法問題の全面解決を求めています。

障害のある人の命と健康、  
そして障害者事業所を守って

今年の6月以降の新型コロナウイルス感染拡大第7波と呼ばれる時期には、障害のある人が重篤化して、救急車を呼んでも、受け入れてくれる病院が見つからず、入院ができないということが各地で起こりました。生活の場であるグループホームで、感染した障害のある人を命がけで職員が支援するということが、実際に起こったのです。障害のある人をはじめ誰もが、感染した場合に、すぐに適切な医療を受けられるよう求めています。

2006年に障害者自立支援法が施行された時から、月額払いであった運営費が、利用者が事業所に通った日しか運営費が支払われないようになりました（日

額払い)。特に新型コロナウイルスに振り回されたこの間は、感染症に罹患してしまったり、感染することを心配して利用者が事業所を休んでしまったりすると、その日は事業所に運営費が入らない状況となり、事業所への収入が大きく減少しました。これでは、職員も安心して働くことができません。安定した事業所運営ができるよう運営にかかわる報酬（人件費・固定費）の月額払いを求めています。

### 物価高から、障害のある人の生活と 障害者事業所を守って

物価高にも関わらず、障害基礎年金は引き下げられました。障害福祉を利用する際に、未だに利用料を負担している障害のある人や家族がいます。また、ガソリンや食材の高騰により、障害児者施設の運営は厳しさを増しています。物価高騰に対する支援を求めています。

### 障害のある人が65歳をむかえても 障害福祉が使えるように

障害者総合支援法第7条（介護保険優先原則）には、65歳になると、障害福祉ではなく介護保険制度を優先して使うことが定められています。そのため、障害福祉と介護保険で同じようなサービス（ヘルパー制度、ショートステイ、生活介護など）については、介護保険を使うように自治体から求められるケースが増えています。

介護保険は社会保険方式を採用していて50%を保険料で賄っています。一方、障害福祉は全額を税で賄う社会扶助方式（税方式）となっているため、自治体は、

65歳以上の介護保険対象者が障害福祉を使うよりも、介護保険制度を利用することで税負担が減るため、介護保険を使うよう強く進めるのです。

利用者負担にも違いがあります。障害福祉では所得状況に配慮された応能負担であるのに対して、介護保険では原則応益負担となり所得状況に関係なく1割の利用料が必要になることが多いです。

また、これまで使っていた事業所を変わらなければいけなかったり、ヘルパーの時間が短くなったりして、障害のある人がそれまでの生活を続けられなくなります。必要な支援を自ら選んで、費用負担なく利用できることを求めています。

### 3年ぶりにやりました！ がんばるデイ 2022 中央企画

12月9日、がんばるデイ中央企画が厚労省前で開催されました。また、午後には65歳問題で係争中の天海正克さんの第6回目口頭弁論が東京高等裁判所であり、たくさんの方が傍聴に並び応援することができました。全国から障害当事者や職員の参加があり、あけぼの福祉会からは職員4名利用者2名が参加しました。

来年まで続く請願署名・募金運動で、1筆でも多く集められる様がんばります！ご協力よろしくお願い致します。



あけぼの福祉会の目標

**署名4,000筆**

みんなの願いを国会に届けましょう。



## あけぼのショートステイ・府中生活実習所短期入所事業

# ショートステイの利用を経験し、

 まさに「新しい景色」を！

### ショートを経験し、グループホームへ

「グループホームの体験入所に行ってきましたが、おかげさまで食事や入浴も戸惑いもなく、夜も眠れたそうです」「あけぼのさんでショートを経験を重ねたことが大きく、本人も自信がついたようです」「グループホームへの入所が決まりました。あけぼのさんでの経験があってこそで、本当にお世話になりました」と、ショートステイを利用されていた利用者 A さんのご家族から、このようなお電話をいただくことができました。

Aさんは一般就労をされており、通勤はもちろん、食事や入浴など日常生活を送る上でもほとんど自立をされています。一見そのように見えても、環境の変化や対人との関わりにはとても繊細で、時折自家中毒のような症状をおこして食事がとれなくなってしまうことや、慣れない環境の中では気持ちが悪くなってしまうこともあり、あけぼのショートステイの利用を始めた当初も、同様な様子がみら

れることもありました。

しかし、ショートステイでの経験や職員との関係を重ねる中で、不安や緊張が少しずつとけていきました。これまでは仕事が休みの前日にショートステイを利用し、宿泊を終えてご自宅に帰っていたところ、いつしかショートステイ利用後にそのまま、職場に向かうこともできるようになり、それがご本人の自信へとつながっていきました。そして、今回ご家族からお電話をいただいた通り、グループホームという新しい生活の場へと羽ばたいていくこととなりました。



家庭や日中活動の施設と連携し  
24時間の生活を安心できるように…

一方、このようなケースもありました。Bさんは、初めてショートステイを利用した当初から、夜間のいびきや呼吸が苦しそうな状況がみられ、心配になった職員はご家族との情報共有や相談を重ねました。併せて、通所先の職員の方や看護師とも夜間のそのような状況を共有し、通院をして改善を図ることとなりました。

結果、それまでは呼吸が苦しいが故に夜間の眠りが浅く、その為日中も傾眠することが日常茶飯事だったことから、日中の傾眠が減り、通所先での活動にしっかり参加できるようになりました。ご家庭やショートステイの利用時にも、大好きなテレビを存分に楽しんだり、窓の外を眺めては好きな時間を味わうことができるようになりました。

日中の様子は、ショートステイだけでは把握できません。逆に通所先では、夜間の様子まで把握することは、なかなか難しいでしょう。また、ご家庭では「当たり前」「いつも通り」と捉えていたことも、場合によっては他機関からアドバイスをいただいたり、何らかの改善、対策を要することもあるでしょう。さらに、気づかぬうちにご家族自身が無理をしていること、困っているけれどどうしたらよいのかわからないことなども、ひょっとしたらあ

るかもしれません。

Bさんのケースでは、それぞれが把握している状況や心配なことを共有し、Bさんの24時間の生活や健康維持について、新しい道を見つけることができました。



ショート役割を大切に

このように、ショートステイ事業の役割は、ご家族のレスパイトだけに留まらず、多岐にわたっていることを実感します。

スポーツ界では「新しい景色」との言葉が用いられていましたが、「あけぼのショートステイ」「府中生活実習所短期入所事業」においても、利用していただくことで、利用者やそのご家族の、その先の「新しい景色」がますます広がっていくよう、事業に求められる役割を果たしていきたいと思えます。





# 法人設立30周年記念企画

社会福祉法人あけぼの福祉会は、おかげさまで法人設立から30年を迎えました。30周年という節目を記念して、過去の「あけぼのつうしん」の記事等から、無認可時代を含めて法人の歩みを振り返っています。今回は、2006年に東京都からあけぼの福祉会に運営移譲された府中生活実習所の初代保護者会会長からご寄稿いただきました。初代会長には、2006年度から2015年度までの在任期間、特に移譲後の黎明期に先頭に立って保護者会をけん引、行政交渉、グループホーム設立の資金作りなど物心両面でのご協力をいただきました。

1995年  
2022年

8月10日  
12月8日

第3種郵便認可  
SSKS

（毎週1回  
増刊通巻

水曜日 発行）  
第8629号

2006年4月、真新しい5台の送迎車、初めての、ドアtoドアの送迎、若く、明るい6人の職員。都立施設からあけぼの福祉会府中生活実習所のスタートに私達保護者は、大きな期待と少しの不安を胸に、あけぼの一員になりました。

一年目は、カオスでした。それまでの、法人内施設の利用者とは、全く異なる障害を持つ利用者への支援における戸惑いが、様々な問題を引き起こしていきました。それでも、施設長をはじめ、職員は、前を向き続けて、より良い支援を日々模索してくださいました。

移譲から、16年を経た今、生活実習所の利用者、保護者として誇れることがたくさんあります。その中の一つは、法人内で唯一の「さをり織り」です。さまざまな障害を持つ、利用者個々に、寄り添い、彼らのペースにとことん付き合い、織る喜びを共有することを大事にいただいています。今では、5台しかなかった織り機も17台に増え、フル稼働しています。

中島みゆきの「糸」という歌の「織りなす布はいつか誰かを温め得るかもしれない」という歌詞そのままに、ただの糸が、織るという作業を通じて、人々の体や心までも温めるものになれることを実践してくださったと思います。縦の糸は職員、横の糸は利用者。日々の支援の積み重ねで、織りあがったものは、利用者の笑顔と喜びというかたちで、今日につながっています。



東京都が運営移譲の際付帯事業として児童デイサービスの設置を検討していましたが、ご寄稿いただいた初代会長が中心となり「保護者が本当に必要なのはショートステイ」と東京都と交渉した結果、現在の府中生活実習所短期入所事業が誕生しました。

## 【編集後記】

3月に小学校の卒業を控えている娘が、卒業アルバムの実行委員となった。お世話になった先生方にメッセージを依頼する担当になったようで、毎日家で原稿依頼の手紙を書いている。日頃の指導への感謝の気持ちと、卒業するにあたってメッセージを書いてもらいたいこと、忙しいとは思いますが締め切りまでに提出してもらいたい旨を、丁寧な長文の手紙にしたためている。娘が書いた手紙を横目で眺め、人に何かを依頼する時のマナーというものを改めて考えさせられた。「あけぼのつうしん」の編集担当になって5年、毎月の締め切りに追われて丁寧な原稿依頼ができていなかったことがあったかもしれない。忙しい中、無理なスケジュールで原稿を書いてもらっていたかもしれない。あけぼの福祉会の活動が伝わる紙面を作りには、丁寧な原稿依頼も大切な仕事となる。娘の姿を見て、編集担当の役割を改めて考えさせられた。

2022年も残り数日となった。今年の反省点が来年の成長につながるよう、自分自身を見つめ直す年の瀬を過ごしていきたい。皆様もどうぞ良いお年をお迎えください。  
(府中共同作業所 森知世子)